

自動車共済

車の事故に遭遇したら・・・あなたを救うのは、共済です。

年間で 9,000 人前後の交通事故死亡者、100 万人におよぶ重軽傷者が発生する時代。あなたは「自分だけは事故はおこさない」といいきれませんか。

どんなに運転が上手く慎重なドライバーでも失敗やミスはつきもの。私たちは、万一のために、共済を通じ、事故防止活動に努めています。

共済制度はあなたを交通事故から救う安心の制度です。加入者の方々と一緒に複雑な賠償問題を始め、最善の事故処理と解決方法を考えてまいります。

ぜひあなたもご加入ください。

自動車共済の特色

自動車共済には他社とちがった大きな特色があります。

顧問弁護士や専門職員による示談代行はもちろん、自賠償保険の請求など複雑な書類の作成、収集にも協力します。

事故の報告や共済金請求手続きもかんたんです。また、他社にくらべ掛金が割安で、他社の無事故割引もそのまま継続適用できます。

夜間、（緊急時）の事故受付を行っているので、いつ、どこにいても安心です。

もしもの時の示談代行

専門職員や顧問弁護士が示談交渉にあたり解決を図ります。

夜間、休日も事故受付 OK

事故発生時の不安をやわらげ、適切な指示で夜間、休日でも事故の受付・相談を行っています。

ムダをおさえた掛金

営利を目的としない協同組合だからできる少ない掛金で大きな保障。

無事故割引の引継ぎができます

他社の無事故割引がそのまま継続適用できます。

有利な無事故割引の等級制

無事故の等級が 20 等級まであります。また長期優良契約割引の制度もあります。

ご契約方法について

■加入資格

中小企業など協同組合法のもとに、関東通商産業局の認可・監督を受けて運営しておりますので「中小企業」の方々が対象です。

■運転者の年齢条件について

乗用車・二輪自動車・原動機付自転車を契約する場合は、運転者の年齢によってつぎの 4 つの方法があります。

1. 年齢問わず担保

運転者の年齢を問わない契約です。

2. 21 歳未満負担保持約

事故を起こした運転者が 21 歳未満の場合はお支払いできない契約です。

3. 26 歳未満負担保持約

事故を起こした運転者が 26 歳未満の場合はお支払いできない契約です。

4. 30 歳未満負担保持約

事故を起こした運転者が 30 歳未満の場合はお支払いできない契約です。

※原付自転車は年齢問わず担保と 21 歳未満負担保の 2 つの方法のみです。

■運転者家族限定特約

自家用乗用車については、運転される方々を（※）記名被共済者・配偶者および同居の親族等に限定していただきますと、共済掛金を 5%割引いたします。

※「記名被共済者」とは、共済証明に記載された主にご契約のお車を使用される方をいいます。

(注) 限定運転者以外の方が運転中の事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

■共済掛金の払込方法

1. ご契約時一括払い

事故カウント：

万一事故が起こってしまった場合、翌年のご契約時の等級は1件につき3等級下がります。